

第25回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成22年7月30日（金）

午後3時10分から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 それでは、きのうは大変雨が降って、きょうはまた暑くなりましたが、夏の暑い中の3時からの会議ということで大変ありがとうございます。前段で日中議連の会合がございましたので、宮村委員が座長でございますので、ちょっとおくれておりますが、先に始めておいてほしいということでございますので、早速でありますけれども、第25回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。

皆様の熱心な御議論によって、6月定例会で、無事全員一致で可決をいたしました。8月20日から条例が動くということになっておりまして、8月20日以降の対応、それから、直近の9月議会の対応ということで、さまざまなものが、今、議長を中心に各委員会でまた来週から議論をしていただくということで、私たちの議論と同時に並行して、最低必要なものについては、今、議長のほうから各委員長さんのほうに指針を出して、議論をしていただいております。ただ、あり方委員会としては、全体を眺めるとということで、7月、8月、2回、議長に無理を言いまして、解散をせずに、7、8と継続をさせていただきまます。9月議会で全部終了すると。その間、できるだけ整理のつくようなものは整理をして、改選以降に向けて、事務局を經由して、新たな議員の方へまた、そしてまた、新たな議長のもとに継続的なこの議論をしていただこうと、そんなふうな考え方をしております。ですから、今回、結論の出ないような会議になるかもしれませんが、課題点としてこんなものがあるんだということを申し送りすると。整理のつくものは、今、議長のほうで中心に整理をしていただいております。そんなような二重の流れで動いておりますので、少しその辺の経緯も含めて、きょう、内容をすすめていただこうというふうに考えております。

それでは、事項書にのっとりまして、1番目の項、第24回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、第24回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項として、まず、(1)の議会基本条例施行は、周知期間等を含めるということで、9月1日を施行日とする。

(2)提案者については委員長、賛同者が委員ということで議会運営委員会に諮っていただき、決定したい。

(3)7月、8月であと2回程度特別委員会を開催したい。日程は改めて連絡をさせていただく。

(4)議会基本条例の最終の新旧対照表ができ次第、7月、8月に予定している特別委員会で各委員に渡す。

(5)逐条解説については修正をかけ、最終的な逐条解説集としてでき次第、7月、8月に予定している特別委員会で各委員に渡す。

(6)パブリックコメント回答に対する意見・回答。

パブリックコメントの回答については、正副委員長で精査をし、6月10日をめどにまとめ、公表する。

ナンバー1の市議会の考え方の中の「今後も、亀山市及び亀山市議会への市民の皆さんの声をできるだけ」の亀山市は削除する。

ナンバー4の市議会の考え方の中の「対等緊張」は文章を整理する。

ナンバー15の市議会の考え方の中の「ツーステップ」という表記については検討する。

ナンバー28の市議会の考え方の中の「市民全体の奉仕者」という表記については検討する。

ナンバー9の御意見についての解説中の「住民」については「市民」ということで一本化する。

ナンバー14、市議会の考え方の中の本会議は削除し、文章を整理する。

ナンバー16の市議会の考え方の中に、請願者にかわり紹介議員の説明の場があることを記載する。

ナンバー31の市議会の考え方の中へ、市民の意見の反映の場は設けてあることを記載するなど調整する。

以上です。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から前回の決定事項についての報告をいたさせまし

た。ただ、24回以降ですが、少し修正がかかったものとしては、施行日を9月1日にしておったんですが、この会議の後、8月に定例会の開催の可能性もあるというふうな情報もありまして、議長と相談の上、少し前倒しをしたほうが安全だろうということで、8月20日に正式に施行日とさせていただきます。

それから、(4)の新旧対照表について、今回お手元に配付をいたしておりますので、またこの後、説明をさせていただきます。

(5)の逐条解説については、まだ現在、完成しておりませんので、次の8月に向けて少し調整はさせていただこうというふうに考えております。

パブリックコメントについては、もう既に全部回答済みということで終了しておりますので、これについては改めて確認というよりも、そちらで全部精査が終わったということで確認をしていただきたいと思います。

決定事項についてはよろしゅうございますかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それから、議事概要についてもお手元に届けてありますが、これも従来どおり、それぞれの各委員の発言を参照の上、少し内容等、違う点等ございましたら、また事務局のほうにお申し出願、また調整のほうをお願いいたしたいというふうに考えております。

第1項目の24回の議事概要及び決定事項の確認については終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

続きまして、2の項の今後の課題とスケジュールについてに入らせていただきます。

まず、お手元の資料に議会基本条例のコピーの色刷りのものが入っております。ちょっと今、印刷中ということで、とりあえず原案といえますか、きょうの委員会に少しお見せしようということでコピーのものが入っております。

これは、条例制定後の周知期間というのを持っておりますので、まちづくり条例も9ページぐらいのこういうしおりみたいなものが入っておりましたので、議会だよりは既に条例案は入っておりますけど、市民の方へ周知をするということ、これは広報、市の広報のほうに入れるというものでございます。少し予算の関係で紙面も窮屈になっておりますが、事務局のほうでいろいろ調整をした上、こんなような形で作らせていただきました。

それから、SPコード、読み上げのコードの部分も実はいろいろ全部入れてあったんですが、800字という制限があるということで、すべて入り切らないという相談がありまして、今、これもお手元にコピーが入っておりますが、私のほうの判断で、どんな内容がここにあるのかというところだけを読み上げをするようにさせていただきました。もし必要があれば音声のものをお渡ししますということになっております。既に音声の録音は終わっているということでもありますので、もし目の不自由な方でぜひ条例内容を知りたいということでありましたら、もうすぐに配付できるような対応をしております。SPコードについては、こんな内容のことが書かれているんだということの説明だけさせていただきます。そうしないと800入らないものですから、全部読み出したら。そういう形にさせていただきました。これが8月16日号の広報と一緒に入ってまいります。議会だよりは、その前にもう議会だよりとして入ってきますので、それと二重に入ってくるということでございます。

それから、もう一点、総務委員会の視察のときにケーブルテレビの録画をするというか、スタジオをちょっと見学したときに、議会もできないのと聞いたら、できるよというふうな話でしたので、8月6日の金曜日から1週間、2分間ほど時間をいただきましたので、事務局の原さんがこれをもって議会基本条例ができましたという放送が流れます。実は、議長さんにごあいさつをというふうに思っていたんですけど、9月いっぱい全部スケジュールが入っているということでした。でも、初めてこれで今回、議会事務局からこんにちはこの格好で放送をされますので、また我々の意欲というものを市民の皆様にお伝えをしたいというふうに考えておりますので、ぜひごらん願えればというふうに考えております。

ですから、周知という部分では、これをもってひとつ市民への周知を図るというふうなことで動かさせていただきましたので、またぜひケーブルの行政チャンネルのほうも一度見ていただければというふうに考えています。

リーフレットの中身については、これで既に印刷が動いておりますので、さまざまな御意見はあろうかと思いますが、一応これで御理解のほうはいただきたいと。

以上でございます。

よろしいですかね、この周知という部分では。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題のほうに入らせていただきます。

お手元に、まず、先ほど局長のほうから、前回の決定事項の(4)新旧対照表を7月から8月の委員会で提出をしますというふうな報告がございました。今回、お手元にお配りをしておりますのが、4月のパブリックコメントに向けて相当訂正が入りまして、何回か条例の訂正が入りました。私の手元にも二、三回分変更、変更と来ているので、今、皆様にお渡しをいたしましたのは、3月の第22回の委員会で、この委員会で決めていただきましたものが旧のほうになっております。新というものは、パブリックコメントも全部終わって、すべて反映したものです。パブリックコメントも2カ所訂正が入っておりますので、それも全部入れたものが新というふうになっております。赤が追記したり削ったりという部分でありますので、一度またお時間があるときに見ていただければというふうに思います。私たちがつくった内容がどういうふうに変化をして条例になったのかということで、なかなか条例という1つの形がありますので、説明会でも少し、もっとやわらかくできないのかとか、そんな御意見もちょうだいしましたけれども、条例という1つの形もあるということで、一度また見ていただきますと、タイトルのところとか、いろんな文章がこれぐらい手が入ってきたということでございますので、今後また条例をつくるということもあろうかと思っておりますので、ぜひ参考に御一読願えればというふうに思います。

それから、あと、逐条解説がちょっとまだおくれておりますけれども、これも何とか今期中に整理をして、一般用じゃなくて議員用のボリュームの多い逐条解説についても新しい条例のもとにおつくりをしてお渡しをしようというふうに考えておりますので、もうしばらくこれもお待ち願いたいと思います。

新旧対照表、よろしいですかね。全部これは精査されたものですので、こうやって精査されてきたという流れをチェックしていただくということで入れさせていただきます。

それでは、次に、きょうの一番大きな議題になります、基本条例の今後の課題及びスケジュールというところに入らせていただきます。お手元にこの表のものが入っておりますので、事務局長から内容について御説明をさせていただきます。

事務局長。

【浦野事務局長】 それでは、事務局案として、青字の検討・実施事項欄で書かせていただいております。

まずは、第3条の定義のところ、市民の定義ということでうたっておりますけれども、その他の団体とはどの範囲までの団体をいうのかということで、検討事項として挙げ

させていただいております。

それから、第4条に移りまして、第1項で、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚しということで、公正性、透明性ということで、市民に対する説明責任を十分果たすよう努めなければならないということで、青字で書かせてもらってございます。常任委員会等の行政視察等について報告を、ホームページとか市議会だよりは掲載をしているんですけども、今までですと、ページ数の関係もございまして、常任委員会の視察なんかは文面的には、どこどこへ行って、簡単な内容でございました。今月には大分充実した内容で報告を挙げさせていただきますけれども、加えて、ホームページにも掲載してはどうかというふうな考えを持っております。

それから、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるような議会運営に努めなければならないということも含めて、政策の立案及び提言をどのように行っていくのかという。また、市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは、それから、議員相互間の討議を中心とした議会運営とはということで、検討事項として挙げさせていただきました。

次、第5条で、議員の倫理条例を制定させていただいておりますけれども、市民に対する説明責任ということで、政務調査費の関係、また、別の条にうたっておりますけれども、これのホームページへの掲載、収支報告書についてどうかというふうなことで検討事項として挙げてございます。

それから、第7条で、（議員研修の充実及び強化）ということでございます。広く各分野から専門的な知識を取り入れるよう努めるというふうなうたっております。コンサルとかシンクタンク等の連携というんですか、契約委託をするというようなことを検討事項として挙げてございます。

次に、第8条、（市民の参画）で、第5項で、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとするということで、そういった懇談会のことを検討事項として挙げてございます。

それから、第9条の関係で、反問権の市長等への付与がございまして、反問の内容、回数等の関係もございまして、検討事項として挙げてございます。

次、第10条でございます。市長の提案説明ということで、重要な施策についての7つの項目を説明できる資料ということで、重要な施策がどのようなものかということで明確にしておく必要があるということで、検討事項として挙げさせていただいております。また、議決を要しない計画等へも議会の意見反映はどのようにするかということで、これも

1つ検討事項として挙げてございます。

それから、11条の議決事件ということで、基本構想に基づく基本計画の策定についての変更も加えて議決事件として挙げてございます。なお、これにつきましては、自治法の改正が検討されてございますけれども、それも関係なしに条例で議決事件としてうたってございますので、これもその法律の改正によって、また改正の必要性が出てまいりと思っております。

それから、第12条の（行政の監視及び評価）ということで、市長の執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を有するというで、現在は決算委員会での意見という形で意見を加えてございますけれども、そういう方向で今後も行っていくかということで検討事項として挙げてございます。

それから、第13条、（政策の形成及び提言）という形でございますけれども、積極的に政策の立案及び提言を行うものとするということで、自由討議の場の設定、常任委員会、特別委員会、全員協議会の機能をどうするかということで挙げてございます。

第14条、（議員間の自由討議）ということで、自由討議の手順的なものを検討する必要があるのではないかと考えております。

それから、第15条、（政務調査費の執行及び公開）ということで、先ほど説明させてもらった21年度分につきましては、ホームページのほうで収支報告書の公開を公表すべきだと考えております。基本条例の施行が8月20日施行となっておりますので、それ以降、ホームページのほうへ執行状況を公表したいと考えております。また、会計帳簿につきまして、いつでも図書室のほうで閲覧できるようにも事務局としては体制を整えたいと思っております。

それから、第16条は、もう倫理条例は制定しておりますので、この16条の条文を改正する必要がございます。改正時期につきましては、次回の臨時会になるかと思っております。

それから、第17条の（議員の定数）の関係は、今は告示でございますので、定数条例の制定について、本条例ができたときに改正が必要と考えております。

それから、第23条、（条例の検証及び見直しの手続）ということで、本条例の目的達成の検証をどのように行っていくか、また、内部的に外部の検証のあり方について検討を要すると考えております。

以上でございます。

【竹井委員長】 　ただいま事務局長より今後の課題及びスケジュールということで、事務局としてのたたき台の説明がございました。実は、この資料自体は、条例をつくるときに大分でき上がったところで議長のほうへ少し早くやっていただくものの整理をしなければならぬということをつくった資料がたたき台でございまして、黒い部分については、もう既にそのときの内容として築けたものです。さらにそこに青色のものが、少し議論が必要ではないかということで追加をさせていただきました。

　今の内容で何か確認したい点とか、また、今の報告を受けて、もう少しこら辺を追記したほうがいいのやないとか、そんなような自由な御意見で結構でございますが、もしあれば先に承りたいというふうに思います。それが、あと、考え方ですね。事務局からこういうふうなものが要るのではないかというふうな提案をさせていただきましたが、少し御意見等がありましたら、先に確認をさせていただきたいというふうに考えております。

　大体理解というか、事務局からの提案の中身というのはよろしゅうございますかね。こんなものが要るのではないかというふうな、まだ具体的なものはほとんどつくってありませんので、少し委員会としてはこういうものが今後必要ではないかというふうな考えですけど。

　よろしいですかね。特段なければ、議長のほうから少し御発言をしたいということをお願いしておりますので、先に、関連する内容でございますので、あわせてやらせていただきます。

　議長のほうから少しお願いをいたします。

　水野議長。

【水野議長】 　別の資料で、議会基本条例制定に伴う9月定例会の運営についてという2枚のホッチキスでとめた資料でございます。

　今、今後の課題について御説明がございましたが、その中で、9月定例会で、これの全部じゃありませんけれども、できるものからやっっていこうという考え方で、実は、この資料は8月3日の議会運営委員会、それから、同じくその日に正副委員長会議をやりますが、そのときに使う資料として全体のもの、あるいは委員会だけのものとありますが、そういうつもりでつくったもので、議会のあり方、今まで御論議されてきた中で、これはちょっと考え方が違うよというものがあれば、また御指摘をいただくという意味で資料として出させていただきました。今、各条の中で検討事項を事務局長から言われましたけれども、今回、5点をまずやろうじゃないかと。特に9月定例会における課題について、5点を実

施したらどうかということでお出しをいたしております。

条文との関係でございますが、1点目は、論点、争点を整備するという、明確にしようということで、ちょうど皆さん方も課題スケジュールの中で第9条第1項に当たります。質疑応答は、論点及び争点を明確に行わなければならないということございまして、従来もそういう方向での御努力はしていただいておりますが、今回、具体的にどうするかということですが、いわゆる発言通告書を、開会しますと2日後に出していただきますが、議案質疑、一般質問の様式を一部変更いたします。一部様式というより中身の変更ですけれども、質問の要旨というところがございまして、その中に論点、争点を明確に記載することをつけ加えたい。だから、質問要旨の中に、中には、例えば予算ですと、何款何項の何費ぐらいしか書いていない質問もあるわけで、あるいは皆さんがわかるように質問そのものの様式を変えていただくということと、本会議で論点が外れないようにするというございまして。

それから、委員会の発言というのは、通告書はございませんけれども、やっぱりこの趣旨を尊重して委員会を運営していただくというようなことが論点、争点の整備でございます。

それから、2つ目に、市長等の反問の問題です。

第9条2項に、議長から、議会の本会議又は委員会、これは委員会も入っています。9条1項は本会議になっていまして、9条2項は、本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。反問とはどういうことかということですが、反問というのは、反論ではなくて、論点を整理するための逆の質問だというふうに定義づけておりまして、そのことは論点、争点を明確にするために逆質問であって、市長等が質問の趣旨がわかりづらいという場合に、これを聞きただすこと等の確認のことをいう。それから、議員が提案型の質問をしたときには、市長等が議員提案の中身を知るための逆質問も含まれる。それから、議案質疑の場合におきましては、本会議、委員会とも討論、採決の場が設定をされますので、質問の中で議案の賛否を表明することはできない。これも当たり前のことなんです、そういうこと。

それから、一般質問は議案質問と違いますので、市長等との間の討議というか、そういうものは可能であるというふうな定義づけをいたしておるところです。

それから、3番目は、重要な政策の抽出。第10条になります。

10条は、この中で、市長が提案する重要な政策についてという、重要な政策は何かというのが前から論議がございまして、議会の審議のレベルを高めるために、やっぱり7項目の事項について明らかにするように求めるものとする。今回、9月議会は、2項の決算の審議についても、前項の規定に準じて市長に対し、わかりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとするというふうになっていますので、今回、特別委員会を含めまして、21年度の決算審査を行うこととなります。その場合に、施策別、事業別の資料提出の説明を求めるということとなりますが、既に毎年出ております主要施策の成果報告書が配付をされるところでございます。主要施策といいますと、この前の資料、私どもの聞いた範囲では、大体21年度、90事業の計画、それから、実施報告というのが合わせて入った90事業でございますが、そういう中から、主要事業10件程度を抽出すると。それは、基準は大まかでございますけれども、新しい事業とか、市民生活に比較的大きい影響を与えた事業、あるいはまちづくりの方向を示した事業、財政措置と実効性というような抽出の基準で、各会派から事業3件程度を抽出していただいて、議運で集約をします。当然重複が出てきますので、それは議運で調整をして、事業抽出をされた会派間で調整をして、代表質問項目として会派に戻すというようなことで、会派代表質問はこの事業のほかにもあると思いますので、例えば財政運営とか、歳入の内容とか、他の事業についても質問することは定かではないんじゃないかと。これらの資料提出は、個々にやっておりますと非常に下も困ると思うので、資料提出は議長が行うということでございまして、そういうようなことで、まず本会議についてやっていこうということでございます。

決算特別委員会で本会議、あるいはその次には決算特別委員会がございまして、この本会議における代表質問の内容と重複を避ける、もう当たり前のことですけれども、特にその項目について会派で割り振るということじゃなくて、フリーで特別委員会で質疑をしていただくということでございます。

決算審査を除く提出議案、今回、条例とか、あるいは補正予算が出てくるとは思います、そういうものの提出資料についても、会派の申し出によって議長が資料を要請することです。そんなようなことで、主要事業を抽出する時間の問題もございまして、執行部には早目に主要施策の成果報告書のとじたやつを議員に渡してもらいたいという要請はしてございまして、次回の8月3日の議運あるいは正副委員長会議までにはその返事が来るつもりになっております。

それで、こちら辺のねらいの問題をちょっと申し上げますと、実はここには書いていま

せんけれども、会派とは何かというのが随分論議をされました。会派というのは、1つの政策立案、あるいは意思統一をするんだというような意味での会派のあり方を定義づけておりまして、こういうものにのっかって、今回、決算ではございますけれども、会派の中で決算審査についてでも、あるいはほかの議題についてでも、会派の中で相談をしていただくというような1つの道のりをつけるほうがいいんじゃないかという意味で、こういうことを申し上げたところでございます。

それから、もう一つは、議員間の自由討議でございます。第14条に、議会として共通認識の醸成を図る、あるいは合意形成を図るために、議員間相互の自由討議に努めると。これは議会運営の原則の中にも入っておりますが、そういうものを具体的に今回どうするのかということでございますけれども、本会議におきましては、当面、自由討議はやらんと。しかし、常任委員会あるいは特別委員会における自由討議については、付託議案の議案終結後、委員間の自由討議をしたらどうかということで掲げておりまして、その自由討議のテーマ、課題については、委員長発言、あるいは委員の提起したものによってやっている。自由討議を経て、付託議案に対する討論を経て、採決になるということでございまして、一般質問の場合は、議員間討議は結構だと思いますが、特に委員会の場合というふうに考えております。

しかし、いろいろその後、この資料をつくってから考えてみましたら、共通認識を図るという意味では質疑をする前にやらないといけないんじゃないかと。質疑が終わってから討論の前にやるというのは、もう前後しているんじゃないかということでございまして、その辺は御意見をいただきたい。

栗山町の冊子を見ておりましたら、提案をされた後、執行部に退場してもらって、そして、ここで議員間討議をして、問題点整理をして質疑に入っていくというようなやり方をしているようです。そうしますと、今回、今までの形でいくと、一遍委員会提案してもらって、執行部、ちょっと退いてくださいとか、あるいは別の部屋へ行くとかというようなことでやらないといけないということと、それから、もう一つ、執行機関が、執行部が見えるところで議員間討議というものがうまくいくんだらうかと。議員さんの気持ちの上からというものがございまして、それをどうするかということであります。もう一つつけ加えますと、県会議員はどうかということをちょっとこの後も調べましたら、本会議における議員間討議というのはほとんどないと、自由討議は、それよりもそれ以前にその課題について、うちでいえば、委員会協議会において、いろんな論議をして意思疎通をしているん

だというようなことをごさいます、本会議の期間においては自由討議はないということでありました。そういう意味で考えますと、今回の本会議における運用として、常任委員会あるいは特別委員会の中で自由討議というのは本当にうまくいくんだろうかと。一応たたき台は出しましたけれども、そういうような感じをいたしております。

それから、5番目ですが、事務執行の評価。これは12条に、執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を有するということになっておりますので、具体的には従来と余り変わりませんけれども、決算審査の評価については、決算特別委員会審査報告書にその評価を追記すると。総括した評価、あるいはまた、特に重要な事業別評価を記載して、本会議における委員長報告とすると。今までは、何号議案何々ということとは可決決定をしましたという程度の報告書になっておりまして、あと、口頭でこういう評価がありましたとか、こうすべきだということが言われておりますが、今回、審査報告書の中にそれを追加していくということをごさいます、従来の評価というのは、委員間討議を経て成文化するということになりますので、審査報告書のための別室、今、全協室でやっておりますが、協議もあり得るのではないかとごさいます。そんなようなことで、さっきも言いました自由討議というのはちょっと目的が違うし、評価はまた別でごさいますので、5項として事務執行の評価をやったらどうかという案をつくりました。

それで、追加してちょっと口頭で申し上げますが、9月議会はこういうことで5項できたらやりたいなということではありますが、あと、今、事務局から説明をいただきました課題スケジュールの中で、9月議会が終わってからどんなものがあるだろうということを考えてみますと、第8条における市民参画、情報及び意見交換の場の設定、あるいは要領をどうするかという。言うたら、議会報告会とか具体的にそうなりますが、そういうものをどうしていくのか。それから、議会改革推進会議の規則の制定。それから、議員定数条例は、今、告示になっておるので、その辺はあるということをごさいます、政務調査費の執行について、今まで使途基準というものをもうちょっと具体的にしないかんのではないかと。公開については、きょう、事務局長から言われました。

それから、条例検証の見直し手続。目的達成のために検証するというふうになっておりますので、そこら辺の見直しの考え方、あるいは手順、それと、いろんなことを今からやっっていこうと思いますと、第20条の事務局体制の強化をどうするのかというようなことが課題になるかと思えます。これは9月議会までとっても論議できないと思えますので、あと、あり方さんがどこまでやっていただくのかということを含めて課題として残ります。

残りますが、今申し上げた5つの問題について、9月議会から会議の運営の中ではめ込んでいったらどうかというふうに思っておりますので、説明をいたしました。

まだたたき台でございますので、今までのあり方検討特別委員会の論議の中で、これはちょっと違うよというものがあれば御指摘をいただいて、また、やり方そのものについて、これはちょっと無理じゃないかというものもあればお聞きをしたいということで説明を終わります。ありがとうございました。

【竹井委員長】　ただいま議長から8月3日に、午前中が議運、午後からが正副委員長会議になっておりますが、5点ほど、要は議論のたたき台としての説明がございました。委員長としてちょっと気になるのは、3の重要な政策をまた重要な政策として会派が出すというところが、結局重要な政策の定義をつくらないと、人によって重要な政策がばらけてくると。ふっと予算規模500万以上とか1,000万以上とか、例えば事業継続が3年以上とか、それから、物によっては中長期の計画であるとか、最低主要事業の中から選ぶとか、少しその尺度づくりをつくっておかないと、また議員一人一人の重要な政策の尺度が変わるので、重要な政策の尺度づくりを少しここで、今、議長のほうから御提案いただいたので、ちょっと聞きながらずっと思っていたんですけど、少なくとも主要事業であることであったり、新規の計画であったり、それから、主要事業であっても、例えば1,000万とか500万かわからないですけど、ある程度の事業規模以上のものみたいなものも少し基準でとりあえず入れてみてやらないと、人によってはみんな基準が変わってくるというのが少し難しいかなと。一番下のところですね。会派で、例えば重要な政策をピックアップするというときの基準をつくっておかないと、会派によってまたこれもちょっと変わるんじゃないかなということにはちょっと思いました。

それから、あと、最後に、議長のほうから、8条の市民参画、15条の政務調査費、17条の定数条例、それから、19条の改革推進会議、20条の事務局体制、23条の見直しということで、若干、事務局と今私のほうで話をしているのは、まず、8条の市民参画につきましては、この前、松本市に議運で視察に行きまして、似たようなことをやっていると。ただ、そこに日程を入れなきゃまずいねということで、少し日程を入れたものを一回つくろうかなと。ですから、11月に改選後、翌の10月に市長に提案をするとすると1年の期間がございますので、いつまでにテーマをつくる。いつの間に議論をする。いつのときに委員会でまとめをすると。少しそのスケジュールを入れたものを一遍つくろうかなということ。ちょっと今回、具体的にはまだ出しておりませんが。

それから、17条の定数については、これも委員会の中でもいろいろ議論はありましたが、けれども、とりあえず22で定数を置くのかどうかという議論だろうと思うんです。それを認めたという意味ではなくて、あれは賛否が半々でしたので、だから、条例をつくるということだけに、まず22で置くのかどうかという議論が多分来期の議論ではないかなと。だから、それを言ったからそれが固まっているんだという議論になると、なかなか条例としてはつくりにくいと。だから、全員が22という数字をあくまでも仮定の数字であって、決定ではないんだということがあれば、22名を一たん条例化しておけば、あとは改正をすればいいということになるので、ここも少し、これは相当の議論が要るかなというふうなことを言っております。

それから、15条の政務調査費の使途基準の話もされておりますけれども、これも経理担当者会議みたいなものを、四日市だったかな、載っていましたので、まずはそこをつかった上でやったらどうかということは今話はしています。まずはその中でふくあいをどんどんどんどん文章化していくと。決算を出すたびに基準は変わってまいりますので、行政の基準が厳しくなっているの、それが今のところ改廃がなかなか追いついていないと。これは経理担当者の会議がちょっと要るんじゃないかなというふうなことを、今、事務局には打ち明けておりますが、これはまた後日少し整理はしたい。

それから、19条は、設置要綱をつくらなあきませんので、これは代表者会議じゃないかなという気もしています。人数の問題。県はたしかに全員なんですけど、全員参加の中でこれを起こすのかどうか。もう既に県の設置要綱はもらっているんです。ちょっと私はまだ見ていないんですけど、それに基づいて亀山市の設置要綱のたたき台はちょっと必要かなというふうには考えています。

それから、それであると見直しについても連動して入ってまいりますので。

それから、20条の事務局体制は、先ほどのコンサルとかシンクタンクという問題で、予算措置の問題にかかわってまいりますので、多分これは次の体制で議長のほうが事務局のほうの機能充実を、コンサルティングを少し入れたものを最初から予算取りしておくのか、それも四日市大学なんか随分かかわっていますので、ああいう研究室と少し政策協定みたいなことで、何かテーマがあればもらうか、シンクタンクですけど、これは多分予算を伴うので、ちょっとここでは議論しづらいかなというふうな。これは事務局で一遍検討した上で予算化に向けて、これは議長さんに御努力を願うんじゃないかなというふうなことを考えておまして、今、議長からお話になったものについては、少し動きになれば

若干動けるかなというふうには考えています。ちょっときょうは何にも出していなくて、とりあえず皆さんのほうに、議長のお話があったことも含めて早急にやるものと、それから、時間をかけて少し整理をしていくものというふうな認識だけ少し皆さんに持っていて、特に議長のほうの内容は議運と正副委員長会議にのりますので、少しこういう認識を各委員の方も持っていて、また、議運のメンバーのほうにも少し御意見があれば投げかけておいていただきたいなと。一番難しいのは自由討議だと思うんですけどね。

【水野議長】 重要な政策の抽出の問題ですけれども、主要施策の成果報告書を見ておりますと、施策を必要とする背景とか、提案するまでにどうしてきたとか、ないのは、類似する自治体との比較検討とか、その辺がないんですよ。必ずしも資料を求めるものと求めなくていいものと、それで出してきた問題はええっというものもあると思うんです。だから、その辺をどうするかということと、今、財政措置で金額何万という話がありましたけれども、必ずしも重要な施策というのは金額だけかなというような気もするし、例えば1,000万以上という、その辺の基準がよくわからないんです。だから、新しいというのは言われました、あるいは市民生活に影響が大きいとか、まちづくりの方向とか幾つかあると思うんですが、財政措置という点も、市の持ち出しと国が7割、8割くれるものといろいろあるわけですよ。だから、市の持ち出しの大きいものと書くのか、その辺も含めて考えないと、財政の問題はそういう国の交付金も一緒に予算に出てきますので、そこら辺をどうするか、もうちょっと論議すべきことだと思うんです。必ずしも新しいもので資料提出を求めるというものばかりでもないような気がしますので、ただ、私が申し上げたのは、そういうものを通じて、やっぱり会派の中で議案についていろんな論議をしてもらいたいというようなねらいもございまして、そういう会派で出してもらって重複したものを整理したらどうかというような感じでこれを出しているということを御理解いただきたいと思います。

それから、自由討議の問題はやっぱり非常に難しいと思いますね。事前に、ここで言うたら、委員会協議会とかその辺でいろんな提案をされる議題、あるいは課題について、事前に共通認識をとるために協議会でも、しかも、人数はそう多くない状態でいろいろ論議するという。もちろん、全協とかそういう場もあると思うんだけど、そういうようなことでやらないと、この委員会で途中で提案だけして、そこで一遍議員間だけ討議するので、執行部、ちょっと待ってくれというようなことが、今の時間的に、タイムスケジュールの中でできるかどうかというような課題もございまして、しかし、議員間討議というの

は非常に大事なことだと思うので、ここら辺を本会議とか、ちょっと聞きたいんだけど、本会議とか委員会も含めた積極的な議員間討議ということ、あるいは理事者との間の自由討議とかそういうような考え方というのは、このあり方委員会としてはどういうことやったのかなと思うので、本会議でやらないかんとか、あるいは委員会でやらないかんといい定義づけたものでやったかどうかということなんです。

【竹井委員長】 自由討議は、2種類イメージを持っているんですけど、今、議長がおっしゃった行政から提案されたものの議決の前にちょっと議員同士で賛成、反対だけの議論になりますので、少しそこをやるのが1つのものと。それから、議会が独自に何かをやるとうとするときに、今は会派の代表者会議であったり、議運であったり、それが最後に全員でもう一度自由に討議をします。要するに、全協の自由討議ということですね。私は2種類あるんだろうと思っています。だから、全協の自由討議は議長さんの発議によって、この点は一遍全員でやっぱり話したほうがいい、定数とか報酬とかわからないですけど、それは自分らにかかわる、運営にかかわるものは1つの自由討議がある。さらに、この14条の議員間討議は、市政に関する重要な政策ですので、これはまさしく物によっては提案がなくても、何かこのテーマは今後大変なテーマになるぞということがあれば、それは自由に討議していくと政策提言に結びつくという。ですから、議案で起きなくても、例えば子育て支援だとか何か、今の保育対策だとかということをやれば教民で自由討議をするというのが1つのテーマになるんだろう。ですから、委員会に関する一番直近的な重要な課題という押さえ方をしてやることは、それは多分、常任委員会協議会か何かを使えばできるし、さらにそれが政策としてもしやろうとすると、さっきの市民参画のツーステップ論のワンステップとしての委員会のテーマとして挙げてくると。それをよその視察に行きながら、委員会として提言をする。そこは自由討議しかできませんので、もう理事者はありませんのでね。ですから、今のところ一番簡単な自由討議は、政策テーマを決めて、スケジュールにのっかって、みんなでこの委員会みたいな議論をしながら1つの形をつくり上げていくというと、これが一番簡単な自由討議じゃないかなという感じはしている。例えば総合評価なんかは本当は自由討議ですわね。理事者に向かって総合評価がいいの悪いの言う前に議員たちがどう見るんだという、その議論はなかったわけですよ。だから、賛否だけが先行して、新聞社がそこだけ飛びついたら。地域要件がどうなのか、それから、加点がどうなのかという議論を議員はしなかったですもんね。地域要件って何なんだということをやらずに、安いか高いかの議論を議員がやってしまったと、総合評価と価格とい

う関係の議論をせずに。そこはもうちょっと熱心に議論をしておいて、最後に賛否があればいいという。だから、3パターンぐらい議会独自の自由討議と、それから、委員会がテーマを持ってやる時の自由討議と、それから、最後に議案として出てきたものの自由討議。最後の賛成、反対の前に一遍共通認識を持っておくと。そうじゃないと、討論をする人、賛成か反対しかやらなくて、論点のことを確認しませんもんね。でも、結論は変わらないと思うんですよ、賛成、反対。ただ、その議論が理事者に伝わって是正する部分とかがもしうまく出れば、ひとつ委員長報告としては、こういう面はきっちり押さえておいてくださいよという1つのものが、それが附帯決議にもなってくるという、3パターンぐらいあるんじゃないかなという気はしているんですけど、ただ、すべて委員長さんの采配になってくるので、やっぱりルール化と手順というものができ始めてからやらないと混乱に陥ってしまうんじゃないかなという。だから、まずは議長さんと正副委員長会議の中で今回出された議案の中で、特にこの辺は共通認識が要るぞというのがあれば、まず事前にそういうのをやるというのも1つの方法かもしれません。正副委員長会議の機能を使うという考え方もある。

どうぞ。

【水野議長】 　だから、9月議会については、今のところ執行部から事前に説明したいというものはないんです。だから、協議会はないと思うんです。だけど、議会の中で、議員の中で討議を先にしていこうと思えば、いわゆる議案提出してから委員会まででいいと思うんだけど、その中で委員会を開いて、いろんなことを論議しておく。そうすると、その議題についての共通認識なりが図られて、そして、委員会における提案をまずしてもらって、それに対する質疑が入っていくというようなやり方はできると思うんです。だから、賛否についての討論というのはいつもやっていますわな。別室でやろうじゃないかと。例えば決算委員会なんか別室ですし、また、委員会としても、ちょっとここではぐあいが悪いという場合は別室でしますので、いわゆる採決前の討論というのは現在やっておるわけで、もうちょっと詳しくやるかどうかだけの問題ですね。ただ、議題をみんなが共通して知ろうじゃないかという意味では、今の委員会タイプの中では非常に難しいと、時間的にも。ということでして、その辺を委員長さんがどう見るかということだと思うので、ほかに御意見があったら聞いて、また3日までにその辺をちょっと修正をしようかなと思っていますが。

【竹井委員長】 　それと、1点、公開性の問題も絡んでくるんですよ。自由討議がや

やっぱり自由討議としての、議事録が難しいにしても、ある程度概要的なものもやらないと、自由討議をしたという跡が残らないという問題も。別室協議にはならないだろうと。本当の別室協議はあると思います。それは最後の意思を確認するという。ただ、自由討議に入る場合は、やっぱり自由討議と宣言をした上で、やっぱり議事の概要程度ぐらいは残るような記録の仕方がないと、市民から見たときに、自由討議をやっていると言うけど、どこに記録があるのということになるので、これはやっぱりある程度のものは公開制という1つのテーマがありますので、自由討議をやっているという跡はやっぱり残すべきものになるのかもしれないというふうには感じますね。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 私も、議長は大変、9月定例会に向けてすり合わせというのか、一生懸命やってみるのはそばにおってよくわかっていまして、今の竹井委員長と私も全く同感で、やっぱり公開性という大きな意味合いからいくと、自由討議は何も理事者が前におたって何ら問題ないと。ただ、時の委員長のその瞬間的な判断というのは物すごく重要性を増してくると思うんですね。だから、めったにないことではしょうけど、時と場合によっては別室ということはあるかもしれませんが、原則として、何も理事者がおる前で自由討議したものは、理事者側もどの委員が何を討議しているのかとわかるもので、そういった面では私は必要じゃないかなと。公開という意味からちょっと外れるんじゃないかなと思いますので、堂々とやったらいいと思いますね。

【竹井委員長】 今、理事者のほうもおっしゃいましたけど、委員会は原則公開になりましたよね。市民の人が傍聴に来ていて、これを秘密会にしますとやっぱり言いづらいですもんね、自由討議も。原則公開になっている。理事者のほうも含めてですけど、そこは議運のほうで一遍議論はしていただかなあかんのかなと。それで初めて自由討議があったんだという事実がそこに生まれるので、それが非常に。ですから、逆に正副委員長会が何かである程度このテーマではやっておいたほうがいいとまずは決めながらやるようにせんとかなかなか大変ですかね、すぐには。

【水野議長】 自由討議というのは勉強会みたいなものの感じがしているんですね。だから、委員長さんがトップだけれども、もう自由に論議をすると。例えば共通認識、その中から共通認識ができてくるという性質の問題があるので、そういうものは公開できるかなという気もせんでもない。だから、自由討議の実績は残していかないかということもありますので、その辺をどう見ていくかということですね。事前にテーマを設けて、協議

会でやっていくというものについては、ある程度定かではないんだけど、特に議案に出てきたものが傍聴者そのもの物によってはプラスマイナスもあるわけで、そういう中では非常にやりづらいという面もあると思うので、正副委員長会議でまたもんでみますけれども、そういう課題はありますね。

【竹井委員長】 それと、1点、これは8個目やったかどこかのやつで反問権がありますよね。反問権で市長とか部長が反問すると、それに議員が答弁するじゃないですか、当然。それが回数に入るのかどうかというのはどこかで見たんです。亀山市では3足す1ですよね、今。4でもいいです、4だと。それが1回に入るのかどうか。特に議長がおっしゃっている提案型質問、3番をしたと、竹井議員にお尋ねしますと。それで今度は私が答弁します。そのことは質問ではないんですけど、議員がしゃべる回数にそういうものが入るのかどうかというのがどこかたしかあった気がするんですよね。それは答弁じゃないから自由だということになるんでしょうけど、それから、時間の関係もたまたま亀山の場合は発言時間担保ですので、これがもし、今、議運でも提案になって、ちょっと今とまっていますけど、一括型になった場合ですね。そのこともやりとりが入って来たり。だから、すべて自由にして、回数制限がなくなれば反問権も何も関係ないんですけど、それは議員がしゃべった時間ですね。それが20分の時間の中に入るのか、それは枠外として見るのかとか、どこかのところに書いてあったんです、そういうことが。確かになるほどなと思って。議員側の今持たされている権利のところの枠外として見るのか、内数で見ると。そうすると、がらがらがら反問権をやられると、こっちのしゃべる時間がなくなってくると。だから、時計が動くかどうかですね、私たちの時計の。それも少し、何かでちょっと見たんですけど、こういうのをやっぱりどこかの議会でそういうことがありましたので、一度この辺も精査していただくと、質問じゃないんですけど、答弁しておる時間が内数なのか外なのかという。それから、市長さんの回数をどうするんだということもたしかありますね、どこかに。何回まで認めるんだというふうなこともたしかどこかの議会のやつに書いてあったような気がしますので、少しこの辺はたたき台が要るのかなというふうな気もしますね。議長さんが判断されるので、別に。ちょっとそこだけが、どこかの資料にそんなようなことが載っていましたので、ちょっとお願いします。

皆さんのほうで御質問なり御意見、ちょっと議運の議論になりますので、そのとおりになるかどうかは別にして、今の段階で、長いこと皆さんも議論をしてもらっていますので、お気づきになった点とか、少しこの辺はどうだろうというのがあれば、御発言は自由に結

構でございますので。

(「自由討議の件」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 自由討議ですね。

服部副委員長。

【服部副委員長】 1と2の問題なんですけれども、発言通告は議長に対して、いわゆる議長のほうで議事進行上、いろいろ把握しておく必要があるということで通告をする。その中で、例えば、これは議案質疑から外れますよというようなものであったり、それから、同じ会派でダブった議案質疑があるのを何とか会派として調整できやんのかというような、そういうことをするためにこういう通告制をとっているんだと私は理解しているんですけれども、9条1項でいう本会議での論点、争点を明確にするということと、この発言通告でこれを記載するということは、私は別問題やろうと。つまり、事前に、私なんかは余り理事者の聞き取りをしつこくやられるのは嫌いやもんで、見てもらったらわかるように書いているんですわ。ところが、理事者は聞き取りに来ますわ。2番目に何を聞きますの、3番目は何を聞きますのとか、隠し玉はありませんのみたいな話になるわけですわ。だから、結局のところ、どう書いたところで理事者の聞き取りはあるんですわ。というのは、要するに自分たちは答弁しなきゃならんので、議員がどんなことを聞きたいのかということであらかじめ探りを入れるわけですわな。だから、そういう意味でいくと、どんな書き方をしても、これは多分聞き取りはなくならないと思うんですわ。だから、そういう意味でいくと、あくまでも通告というのは、議長が議事進行をする上で必要な範囲のものであればいいのであろうと。この論点と争点を明確にするという問題については、これは大事なことやと思うんですけれども、9条2項のところ、今、ちょっと竹井さんが言われたけれども、今の制度でいくと質問時間が決まっていますやんか。例えばあやふやなことを質疑でやる。そうしたら、反問されて、今のはちょっと意味がわかりにくいので説明してくださいと。そうすると、自分の持ち時間で説明をしなきゃならんということで、論点、争点を明確にしてやらないと自分が損をするという、現状でいくとそういう仕組みになるので、やっぱりこれは通告書に書く書かんやなくして、本人が時間を有効に使うためには、これを明確にしなければ反問されてしまう。反問されれば自分の時間が余分なところで使われてしまうみたいなことになるので、そういう形で作用するので、僕は、通告は別に今までどおりでいいんじゃないかなと。ただし、こういう趣旨については大事な事なので、これはやっぱり徹底する必要があると思うんですけれども、それを通告書に書く

形である必要があるのかどうかということについては、私は非常に疑問に思う。今までどおりでいいんじゃないだろうか。そんなふうにはちょっと感じました。

【竹井委員長】 どうぞ、水野議長。

【水野議長】 服部さんはそうやって言うわけや、服部さんはな。だけど、そうじゃないんですね、実態的は。言うて悪いけど、第何号議案の、例えば予算やったら、何項何節だけしか書いていない、中身は何にもない。それはやっぱり、通告のコピーを皆さんに配りますやん。そうすると、何を聞かれるかわからへんのよ。その中の何が聞きたいかというぐらいは書いてもらわんといかんのやないか。それは、発言者の心の整理にもなると僕は思うんですわ。だから、そういう意味も含めて、昔は書いておったんですよ、はっきり書きなさいとか、内容を詳しく書いてくださいと。本当に書いてあった。今はもう要旨だけしか書いておらんから、どこまでが要旨なのかというような意味でございまして、今どおり書かれて、これが明確になっておればそれでいいと僕は思うので。ということです。それは、発言する人もやっぱりそういう気持ちになってもらうという意味も含めて、通告書にそういうことを書いていただきたいということを意味しておりますので、そういうことで理解をしていただきたい。

【竹井委員長】 議長の言われることは、私は、合併直後でしたかね、ちょっと後だったか、余りにもあいまいだということで議運で確認はされているんですよ。明確に書けということ。それがまたいつの間にか緩んできて、その他一般なんていうばかげたことがあって、それでいいんだというような人もいたけど、今はもう許されなくなって、たしかあのときには確認されたと思うんです。きちっと書けと、要旨について。議運で確認をとったんです。とったんですけど、また緩んできて。例えば趣旨は明確にすべきだろうと。何ページの何ではこういうことを聞きたいんだということは、市民に対してそれが出てきますので、議会だよりも。私は、やっぱりここは公開性という問題からいけば、何について聞きたいか明確にしておかないと、市民にとってみると不幸ですよ。結局質問を聞かなきゃわからないわけですから、これは。やっぱりそれは我々としては一歩前に出て、論点、争点を明確にするためには、テーマがはっきりしなければ論点も争点もないということではやっぱり。そこが重要。議運で多分確認をされているので、もう一遍これは確認すべきではないかな。

それと、今、服部副委員長が言いましたけど、我々が論旨を言ったときの発言時間の担保の問題ですね。内数だということは相当きちっとやらないと、どんどんその時間を使

われると、15分用意したものが10分になってしまうということになって、逆に反問権の乱用になると、またこれもトラブルのもとだということで、ちょっとこの辺は議運の議論になると思いますけど、また内数か外かという、それが、市長、部長の回数の問題はちょっと整理をお願いしたいと思います。

【水野議長】 やっぱ質問のテクニックの問題だと思うね。やっぱりポイントをついてうまく質問する人と、ちょっとずれたような格好で思っておることが言っていないという、そういう場合もゼロではないので、やっぱり議員さんは皆さんがわかるように質問してもらわんとというようなことが大事じゃないかと思うので、時間をどうするかということもあって非常に難しい。反問権の回数とか、あるいはそれを含むのかどうかということ。

【竹井委員長】 今、議運でちょっととまっていますけど、40分にしようとか50分にしようという議論は、この前はちょっと時期が早過ぎるということで、今、とまりましたけど、あれをやってしまうと本当にこれはやり合いですよね。お互いのやり方によってはどんどん時間をとられて、我々の発言がなくなるという、そこも含めてちょっとこれは議運で議論してもらって、あとは会派の自由討議で少し方向性を出してもらわないとややこしくなるかなと。いいことではあるんですけど、ややこしくなる部分もある。また、ぜひ皆さんのほうの会派でも、これは会派の意向がどうしても強くなると思います。議運になると会派の意向も十分出てきますので、やっぱりわかりやすい質問の出し方、それから、わかりやすい質問のあり方というものが、テレビとかインターネットで中継するときやっぱりわかりやすいというんですかね、そういうものを我々も心がけていかないと、言葉だけわかりやすいんじゃなくて、我々の映像もわかりやすいものに仕掛けていかないと聞いている人がよくわからないと。余りプロフェッショナルな質問であっても、やっぱり聞いている市民がわからないと意味もないような気がしますし、ぜひこれはまた各会派の中で、議運の3日の後を受けて、9月まではまた時間がございますので、ぜひ一遍議長からの、今、1番のところについては少し御議論願えれば、また議運のほうへの反映をしていただくと非常にありがたいというふうに思います。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 私も当時議運のメンバーでしたからおっしゃるように、明確にということとは、そこまで決まっておるのは議事録に残っておるはずですよ。それと、やっぱり服部副委員長のような質問の仕方、それから、通告の書き方を僕はよく見ておるから、あなただったらいいんや、みんなが。あなたのようにやったら。あなたは最高なんや。

それで、もう一つ言うと、市民サービスでお互いってどの議員でもよく言うけれども、これこそ、私は、この通告でこれを質疑、質問しますという明確に書くことが市民サービスや。そんな第何条何項というのは。だから、場合によっては議運で決まっておることやから、議長が受け付けのときに、もうちょっと明確にと言う、いい意味の指導的なことをすると、だから、一々議運にかける、もう一回決まっておることやから、そんな程度の問題と違って、議員それぞれが資質を向上せないかん。それだけちょっと1点僕は。

【竹井委員長】 また議運で議論していただいて、本当は議長が手を入れると一番いいんですけど、またやると、また担当の議員さんからまた何だかんだということがあるので、やっぱりそれは議員全体が素直に受け入れて、それはもう議長の指示に従うという一線を引かないと、議長にまた反感しておったのでは、これまた自分が法律なんていうことがないようにこの条例をつくりましたので、やっぱり条例の趣旨にのっとるということをみんながやっぱり熟知して尊重するというふうにやって、この委員のほうはそういう委員会としては条例にのっとって、やっぱり適切に対応していくということを各会派でもお願いできればなど。おれが議員だということから、みんなが議員で議会だというふうなのがこの条例の趣旨ですので、いつも視察に来られますとその議論になって、この前も反対だったんだそうですが、私が一生懸命話していたら、ちょっと考え方が変わったっておっしゃっていましたが、やっぱり議員が議員がという時代から議会に変わり、長老議員が追いやられるんじゃなくて、長老の議員がノウハウをつぎ込むことによって新しい息吹が生まれるんだと言ったら、よくわかったと、何かよかったわと帰っていきましたけど、私はちょっと口説いたんですけど、やっぱり議会運営をよく知っている人がお話をして、新しいものと折り合いをつけていくというのが多分この条例のあり方ですので、みんなが一步引かないと、みんながおれがおれがとやると、多分これがうまく回らないので、ぜひまた会派の中でもいい方向に行くように、少し1番とか2番の部分は、非常にこれは重要なテーマになってくるような気が私はしますので、ぜひまた一度会派のほうでもお願いしたいなと思います。

議長のほうからも多くこうやって出していただきまして、今、議運とか正副委員長会議でも議論が始まりまして、そこにはない部分がきょうお示しをしたこういうものでありますし、さっき議長のほうからも五、六点、ちょっとこういう部分はどうかということで、委員長の試案としてお答えしましたが、これはちょっと前からいろいろ気になっているところで、少し事務局にもこういう調整をしてくれるようなことを言っておりますので、き

ようはこういう格好で出したということで、物によってどんどん横のほうにも議運とか入れて、終わればまた色を変えてとしますけど、また、今、議長からおっしゃったようなものについて少し整理をして、8月にはまた出させていたきたいというふうに思います。ですから、皆さんのほうもこれが始まったばかりということで、これ以外にもいっぱいまたあると思います。見ていただくと、この辺はどうなっているのかなという。ですから、できるだけルール化をすることと、文章化をすることにしたと思っていますので、また多くの議員がまた次も選挙にチャレンジをされて、また、11月以降もまたこちらに来られるかと思っていますので、ぜひ持ち越しにはなりますが、できるだけ今の段階で議論を進めておきたい。今回は余り議論をする材料を持ち合わせておりませんでしたので、議長のほうから、今、うまいぐあいにこのテーマを出していただいて、ちょっと附帯のかけ合いみたいになってしまいました。ほかの面でも少しいろいろあります。ちょっと時間をかけて、8月には少し事務局と調整をして出せるものは出したい、要綱とか運営の方法とか出したいと考えておりますので、それまでまた皆さんのほうのいろんな御意見がありましたら、全部事務局のほうにまたお申し出ください。こういうところも要るんじゃないかというふうなことがあればどんどんお申し出願って、少ないよりも数が多いほうがいいですからお願いをしたいと思います。

今おっしゃっていただいた、一番こっちに余白がとってあります。今、議長さんが言ったのは全部Aランクで、もう特急でやらないかんとということです。少しそういう認識も持っていたらどうかと思います。

今までの議論の中で何か確認されたいこととか、少し御意見が、こんなことはどうだということがありましたら、ちょっとお聞きをしたいと思います。大分時間もたってまいりましたので。

それとあと、お手元には前もお配りしましたが、計画一覧、十何年物で何に由来をするというふうなものも出してございます。議長がおっしゃったお金にかかわらない部分です、これは。ここからお金が生まれてきます。ここから予算がつきますので、こういうものを重要な政策の1つとしてみれば、例えば会派から御指摘を出していただいて、議長のほうで整理して、委員会で議論をするということも可能になりますので、自由討議としては。これはもうできたものしか私らわからないので、この辺の部分も少しまた会派の中で議論していただければいい。会派で出せるというふうに、今、議長のほうに提案をしていただくような準備をされておりますので、私が今考えておりますのは、逆にできる前にや

れないかという、議決を要しない計画に対して、各委員会で少し意見を申し述べることはできないだろうかということちょっと今考えているところです。ですから、今度、景観計画ができますね。あれは多分でき上がったものを、直前のものを多分ぎりぎりのところで産建に出されて説明で終わってしまうということですから、あの辺のところに意見反映ができる仕組みづくりができないだろうかということちょっと。これも正副委員長会議の話になろうかと思えますけれども、またぜひ議論のほうをお願いしたいなど。そうしないと、全くこれはほとんどでき上がったものを見ているだけですので、これは意見反映とかがないというものになっておりますので、議決をしないからいいんでしょうけど、そうもいかないというふうな重要なものもいっぱいありますので、一度またこの辺ももう一度見ていただいて、少し頭の中にこんなものがあるんだということもたたき込んでいただければありがたいなというふうに考えております。

きょうは余りちょっと申しわけないですけど、少し議論をする材料は余り用意をせずに、問題提起だけというふうに考えておりましたので、議長のほうからいろんな問題提起もしていただきましたので、またぜひ会派の中でも少しこんな議論も少しずつやっていただいて、これは全員参画になりますね、次は。今は委員会ですけど、もうなくなりました。あと、議会改革推進委員会か何かで全員の協議になってまいりますので、まさしく議長がおっしゃいましたように、会派の中の協議が一番重要だということを思います。会派の中で練り込んだものが出てくるというふうに考えておりますので、添付状としてこれをつけさせていただきます。もう一度見直していただければ非常にありがたいなというふうに考えております。

一応、特になければ、休憩をとらずにここまで走ってまいりましたので、一たん閉めたいと思いますけれども、よろしゅうございますかね。議長の提案も含めて少し御議論を願いたいと。

その前にもう一個ある。次回の日程をちょっと、正副で調整していないんですが、多分月末ぐらいじゃないと難しいと思いますので、議運の前後ぐらいで、前後といたって後ろは定例会の準備がありますので、26が議運というふうに聞いておりますので、その前後ぐらいで整理して、最後のあり方委員会をやらせていただきたいというふうに思います。

議長、どうぞ。

【水野議長】 この基本条例の施行日の問題、8月20日ということで。当時、9月1日ということになっておったね、原案は。8月末に開会にならへんのかということであり

ましたが、今のところ9月に入るみたいですわ、開会日が。ということで、申しわけないけれども、せっかく20日で余裕をとってもらったのに、実体的には9月1日でも間に合ったということでございますけれども、これはもう日程の関係でそうなっておりますので、ひとつ御了解いただきたいということをお断りしておきます。ありがとうございます。

【竹井委員長】 それでは、次回の日程につきましては、8月26日に議運がございますので、その前後でもう少し整理したもので、特に議会改革推進会議の要綱なんか、それから、あと、常任委員会の政策テーマごとの勉強というんですかね、あの辺のスケジュール的なものも次回は少し出させていただこうというふうに考えておりますので、よろしくお願いをします。

ちょっと休憩もとらずに一気に走りましたが、25回の特別委員会をこれで終了させていただきます。

了